

令和3年第10回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和3年10月25日(月)
開 会 午後1時24分 閉 会 午後1時40分

2 場 所 羽咋市役所203会議室

3 出席委員(11人)

①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳和 己嗣
⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子
⑨山上 克秀 ⑩川井 良平 ⑪村 桂司

4 欠席委員(1人)

⑫四飯弥志宣

5 農地利用最適化推進委員の出席委員(4人)

⑬岡田 信夫 ⑭村田 清二 ⑮悦永 秀雄 ⑯三宅 一徳

6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)

⑰榊谷 武史 ⑱岡田 耕一 ⑲森田 三男 ⑳南 邦夫
㉑芝田 俊幸 ㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 明

7 事務局員 清水事務局長、後石原次長

8 付議案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農用地利用集積計画について
- (4) 農地利用最適化推進委員の辞任について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議事録署名委員 1番 岩城委員 2番 屋後委員

10 会議の結果

議案4件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長 ご案内の時間より少し早いんですが、全員おそろいなので、ただいまから第10回羽咋市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。10番、四飯委員が欠席される旨の連絡を受けております。

ただいまの出席委員は11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超えて出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、コロナが少し収束しつつあるんですが、まだ完全に終息していないということで、会長のご挨拶を割愛させていただきます。

本日、農業会議よりタブレットを使った総会をしてほしいということで、貸出しがありました。

それで、今回の総会の資料、同じものがタブレットの中に入っておりますので、タブレットで見えていただいて、少し慣れていただいてということでご理解のほどよろしくお願いいたします。

分からなかった場合は、手を挙げていただければすぐに説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第3号 農用地利用集積計画について
- ・議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、会議の進行は会長である議長が務めますので、よろしくお願いいたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、1番 岩城委員、2番 屋後委員を指名します。よろしくお願いいたします。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 皆様、ご苦労さまです。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」でございます。

議案書の2ページをご覧ください。

申請地は、〇〇の田2筆で面積が10,395㎡となっております。

位置図につきましては、3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は7,014アールで、当該地区の下限面積30アールを満たしております。

これにつきましては、生産組合の同意を得ております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

では、担当委員さんのご意見を伺います。

〇〇委員さん、お願いします。

担当委員 譲受人の〇〇さんから事情を聞いてまいりました。ここに記載のとおり、経営規模の拡大ということで間違いございません。特に異議はございません。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんは、ご異議なしということですが、ほかにご意見ございま

せんか。

全委員 なし。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。

議案書の4ページをご覧ください。

申請地につきましては、〇〇町の畑1筆で面積が494㎡となっております。

位置図につきましては、5ページのほうをご覧ください。

譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

転用目的といたしましては、譲受人の自己住宅用地とするための申請となっております。

申請地につきましては、都市計画区域の無指定で、住宅が多い集落内に位置しております。集落外の周辺は10ha以上の農地が広がっている第1種農地となっております。

また、住宅その他申請に係る土地周辺の地域においても居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して行うことから第1種農地でございますが、転用許可もやむを得ないと判断いたしております。

これにつきましては、法則第33条第4号に該当するものと考えられております。

また、生産組合の同意も得ております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続き、担当委員さんのご意見を伺います。

〇〇委員さん、お願いします。

担当委員 10月23日にこの〇〇さんと直接面談をいたしまして、本人さんの確認をいたしております。これは、譲受人の方は〇〇という名字になると思えますけれども、親子関係で、〇〇さんの隣のところを畑地にしていた場所を宅地にすると。息子さんが家を建てるということで、この申請が出てきておるものと思われます。それで本人の〇〇さんのこの申請に対しての確認をいたしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんは、ご異議なしということですが、ほかにご意見ござい

せんか。

よろしいでしょうか。

全委員

なし。

議長

では、「議案第2号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、「議案第3号 農用地利用集積計画について」でございます。
議案書の6ページのほうをご覧ください。

利用権設定の概要は、議案書8ページをご覧ください。

今回につきましては、田7筆の設定があり、合計面積は10,716㎡となっております。

権利設定期間別に見ますと、5年の田が3筆で1,381㎡、10年の田が4筆で9,335㎡となっております。

申請件数につきましては、貸し手農家が5件、借り手農家が4件となっております。

全ての案件が農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま「議案第3号」について事務局より説明がありました。これについて何かご質問、ご意見ございませんか。

全委員

なし。

議長

では、「議案第3号」は異議なしと認め、承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、「議案第3号」は異議なしと認め、報告どおり承認すること決定いたします。

次に、「議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、「議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任について」でございます。

10ページのほうをご覧ください。

農地利用最適化推進委員の〇〇委員から、9月27日付で一身上の都合により、委員を辞任したい旨の申出がありました。このことから、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めらるるものがあります。

なお、後任の委員の選任につきましては、〇〇委員の担当地区が羽咋市

農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則に定める地区番号10番、上甘田地区であるため、後任の委員につきましては担当地区を地区番号10番、上甘田地区と指定し、公募することとなります。

また、スケジュール的には、規定により約1か月の公募期間を設ける必要があるため、最短で10月下旬から公募を開始し、12月上旬に評価委員会を開催し、12月の農業委員会の総会で決定する予定となっております。

以上です。

議長 ただいま辞任について事務局より説明がありました。理由については、一身上となっておりますが、事務局、何かつけ加えること。

事務局 一身上、健康上の理由ということで、せき込んだり、ちょっといろいろあるらしいので、そういった理由で辞任届が提出されております。

以上です。

議長 では、皆さんにお諮りをいたします。

〇〇推進委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、〇〇推進委員から辞任の申出がありました議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任について、羽咋市農業委員会はこれに同意することに決定いたします。

次に、報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

議案書11ページのほうをご覧ください。

解約される農地は1筆で、対象地、貸付人、借受人及び解約の概要につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

以上です。

議長 「報告第1号」について、ただいま事務局よりご説明がありました。これについて何かご意見等ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、異議なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。以上で本日の議案審議が全て終了しました。

ご質問等がなければ、ここで一旦委員会を閉会し、その他の審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、議案審議を閉会いたします。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人